



金 沢 市 公 報

号外第9号の3

平成31年(2019年)3月29日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ		ページ
●規 則		○市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則 (人 事 課)	12
○行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則 (行政経営課)	1	○職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (")	12
○金沢市森林法に基づく身分証明書に関する規則 (森林再生課)	2	○職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則 (")	13
○金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (公設花き地方卸売市場)	4	○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 (")	13
○町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則 (市民協働推進課)	4	○金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の一部を改正する規則 (")	14
○金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (生涯学習課)	4	○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (")	14
○金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (行政経営課)	4	○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (")	15
○金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則 (総 務 課)	9	○金沢市財務規則の一部を改正する規則 (財 政 課)	16
		○金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則 (総 務 課)	19

規 則

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第3号

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(金沢市職員被服貸与規則の一部改正)

第1条 金沢市職員被服貸与規則(昭和31年規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表中

情報政策課 ICT推進室	を	情報政策課 ICT活用推進室	に、	教育総務課	を
教育総務課 教育施設等整備室	に、	玉川図書館 泉野図書館 玉川こども図書館 金沢海みらい図書館	を	玉川図書館 泉野図書館 金沢海みらい図書館	に改める。

(金沢市公印規則の一部改正)

第2条 金沢市公印規則(昭和50年規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表力の表社会福祉事務所長印の項中「福祉総務課長」を「地域長寿課長」に改める。

(金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の一部改正)

第3条 金沢市小額工事契約事務取扱特例規則(昭和53年規則第55号)の一部を次のように改正する。

別表中「泉野図書館長 玉川こども図書館長」を「泉野図書館長」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

金沢市森林法に基づく身分証明書に関する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第4号

金沢市森林法に基づく身分証明書に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第188条第4項の規定に基づく職員等の身分を示す証明書(以下「身分証明書」という。)の様式その他必要な事項について定めるものとする。

(身分証明書の様式)

第2条 身分証明書の様式は、法第188条第2項及び第3項に規定する当該職員に交付するものにあつては様式第1号に、同条第2項に規定する委任した者に交付するものにあつては様式第2号による。

(身分証明書の交付)

第3条 市長は、法第188条第2項又は第3項に規定する業務に従事する者(以下「従事者」という。)に身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の管理)

第4条 従事者は、身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 従事者は、身分証明書を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 従事者は、法第188条第2項又は第3項のいずれの業務にも従事しなくなったときは、直ちに身分証明書を市長に返還しなければならない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(表)

	第 号
身分証明書	
氏 名 生年月日	<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写 真 </div>
上記の者は、森林法第188条第2項又は第3項の規定により、他人の森林に立ち入って、測量、実地調査若しくは標識建設又はこれらの行為の支障となる立木竹の伐採を行う職員であることを証する。	
交付年月日 年 月 日	金沢市長 印

(裏)

森林法（抜粋）

（この欄には、森林法第188条第2項から第6項までの条文を記載すること。）

様式第2号（第2条関係）

(表)

	第 号
身分証明書	
氏 名	写 真
住 所	
所 属（所属がある場合）	
<p>上記の者は、森林法第188条第2項の規定により、他人の森林に立ち入って測量又は実地調査を行う者であることを証する。</p>	
交付年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
金沢市長 印	

(裏)

森林法（抜粋）

（この欄には、森林法第188条第2項及び第4項から第6項までの条文を記載すること。）

注1 身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、再交付を受けなければならない。

2 身分証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 身分証明書は、有効期限が過ぎたとき、又は森林法第188条第2項の業務に従事しなくなったときは、直ちに市長に返還しなければならない。

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第5号

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成31年条例第16号）の施行期日は、平成31年10月1日とする。

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第6号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年条例第55号）の施行期日は、平成31年5月1日とする。

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第7号

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例（平成31年条例第10号）の施行期日は、平成31年5月25日とする。

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第8号

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市補助組織及び分掌事務規則（平成23年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「ICT推進室」を「ICT活用推進室」に、

「	金沢港活性化推進室	」を
「	金沢港活性化推進室 価値創造拠点整備室	」に、

福祉局	福祉総務課 児童家庭相談室 生活支援課 介護保険課 長寿福祉課 地域包括ケア推進室 こども政策推進課 城北児童会館 こども総合相談センター 児童相談所 障害福祉課	企画庶務係 家庭福祉係 保護第1係 保護第2係 保護第3係 保護第4係 保護第5係 企画庶務係 納入係 認定係 給付係 事業者管理係 長寿福祉係 企画庶務係 利用支援係 施設係 給付係 育成係 庶務係 発達相談係 相談第1係 相談第2係 心理判定係 一時保護係 企画庶務係 自立支援係 事業者管理係	を
-----	---	--	---

	福祉指導監査課	福祉指導監査係
福祉局	地域長寿課 地域包括ケア推進室 生活支援課 介護保険課 障害福祉課 福祉指導監査課	地域福祉係 長寿福祉係 保護第1係 保護第2係 保護第3係 保護第4係 保護第5係 企画庶務係 納入係 認定係 給付係 事業者管理係 企画庶務係 自立支援係 事業者管理係 福祉指導監査係
こども未来部	子育て支援課 児童家庭相談室 城北児童会館 保育幼稚園課 幼児教育センター開設準備室 こども総合相談センター 児童相談所	子育て支援係 児童育成係 企画庶務係 利用支援係 施設係 給付係 庶務係 発達相談係 相談第1係 相談第2係 心理判定係 一時保護係

に

改める。

第4条第1項の表中「ICT推進室」を「ICT活用推進室」に改める。

第5条第1項の表中「及び入湯税」を「入湯税及び宿泊税」に改める。

第7条第1項の表中

金沢港活性化推進室	1 金沢港の振興に関する事項
金沢港活性化推進室	1 金沢港の振興に関する事項
価値創造拠点整備室	1 価値創造拠点の整備に関する事項

を

に

改め、同条第2項の表中「部等・課・係」を「部等・課等・係」に改める。

第8条第1項の表中

	3 林業施設の整備及び維持管理に関する事項 4 森林害虫及び有害鳥獣の駆除等に関する事項 5 治山及び海岸砂防に関する事項 6 林地及び林業施設の災害の復旧に関する事項
	3 森林の経営管理に関する事項 4 林業施設の整備及び維持管理に関する事項 5 森林害虫及び有害鳥獣の駆除等に関する事項 6 治山及び海岸砂防に関する事項 7 林地及び林業施設の災害の復旧に関する事項

を

に

改める。

第10条の表を次のように改める。

課 等 ・ 係	分 掌 事 務
地域長寿課	地域福祉係
	1 福祉行政の企画及び連絡調整に関する事項 2 社会福祉審議会に関する事項 3 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項（老人福祉施設に係るものを除く。）

		<ul style="list-style-type: none"> 4 社会福祉事業に従事する職員の研修等に関する事項 5 地域福祉活動の振興に関する事項 6 福祉ボランティア活動の育成に関する事項 7 福祉活動育成基金に関する事項 8 民生委員及び児童委員に関する事項 9 善隣館に関する事項 10 バリアフリーの推進に関する事項 11 更生保護団体等の援助に関する事項 12 戦傷病者、戦没者遺族等の援護及び戦没者叙勲に関する事項 13 松ヶ枝福祉館に関する事項 14 金沢福祉用具情報プラザに関する事項 15 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会に関する事項 16 課の庶務に関する事項 17 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項
	長寿福祉係	<ul style="list-style-type: none"> 1 高齢者福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項（老人福祉施設に係るものに限る。） 3 老人福祉センター、地域老人福祉センター及び老人憩の家に関する事項 4 卯辰山公園健康交流センター千寿閣の管理運営に関する事項 5 高齢者の生きがいにに関する事項 6 長寿お祝い金等の支給に関する事項
	地域包括ケア推進室	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域包括ケアの推進に関する事項 2 老人福祉法の規定による福祉の措置に関する事項 3 高齢者虐待防止に関する事項 4 認知症施策の推進に関する事項
生活支援課	保護第1係	<ul style="list-style-type: none"> 1 生活保護に関する事項（課長が定める区域の住民に係るものに限る。） 2 生活困窮者の自立支援に関する事項（課長が定める事業に係るものに限る。） 3 金沢市援護規則の規定に関する事項（課長が定める援護に係るものに限る。） 4 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 5 課の庶務に関する事項 6 他係に属しない事項
	保護第2係	<ul style="list-style-type: none"> 1 生活保護に関する事項（課長が定める区域の住民に係るものに限る。） 2 生活困窮者の自立支援に関する事項（課長が定める事業に係るものに限る。） 3 金沢市援護規則の規定に関する事項（課長が定める援護に係るものに限る。） 4 行旅病人及び行旅死亡人に関する事項
	保護第3係	<ul style="list-style-type: none"> 1 生活保護に関する事項（課長が定める区域の住民に係るものに限る。） 2 生活困窮者の自立支援に関する事項（課長が定める事業に係るものに限る。） 3 金沢市援護規則の規定に関する事項（課長が定める援護に係るものに限る。）

		ものに限る。) 4 中国残留邦人等に係る支援給付及び配偶者支援金に関する事項 5 外地引揚者の援護に関する事項
	保護第4係	1 生活保護に関する事項（課長が定める区域の住民に係るものに限る。） 2 生活困窮者の自立支援に関する事項（課長が定める事業に係るものに限る。） 3 金沢市援護規則の規定に関する事項（課長が定める援護に係るものに限る。）
	保護第5係	1 生活保護に関する事項（課長が定める区域の住民に係るものに限る。） 2 生活困窮者の自立支援に関する事項（課長が定める事業に係るものに限る。） 3 金沢市援護規則の規定に関する事項（課長が定める援護に係るものに限る。）
介護保険課	企画庶務係	1 介護保険事業計画に関する事項 2 介護保険運営協議会に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他係に属しない事項
	納入係	1 介護保険被保険者の資格に関する事項 2 介護保険料の賦課に関する事項 3 介護保険料等の収納に関する事項
	認定係	1 要介護認定等に関する事項
	給付係	1 介護保険の給付に関する事項 2 高齢者等の生活自立のための住まいづくりの助成に関する事項
	事業者管理係	1 介護サービスを行う事業者及び施設に関する事項 2 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 3 有料老人ホームの設置の届出の受理に関する事項 4 サービス付き高齢者向け住宅事業に関する事項（登録に係る事項を除く。）
障害福祉課	企画庶務係	1 障害者福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2 身体障害者手帳の交付に関する事項 3 特別児童扶養手当に関する事項 4 自立支援医療機関の指定に関する事項 5 障害者の社会参加の促進に関する事項 6 障害者高齢者体育館に関する事項 7 課の庶務に関する事項 8 他係に属しない事項
	自立支援係	1 障害支援区分の認定に関する事項 2 障害者等の介護給付費等に関する事項 3 身体障害者福祉法に規定する措置に関する事項 4 知的障害者福祉法に規定する措置に関する事項 5 ひまわり教室に関する事項
	事業者管理係	1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2 指定障害福祉サービス事業者の指定に関する事項
福祉指導監査課	福祉指導監査係	1 福祉事務所の指導監査に関する事項 2 社会福祉法人及び社会福祉事業等の指導監査に関する事項

第10条に次の1項を加える。

2 こども未来部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

部・課等・係		分 掌 事 務
こども未来部		1 子育て支援、幼児教育及び児童相談に関する事項
子育て支援課	子育て支援係	1 児童福祉及び少子化対策の推進に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2 児童手当、子ども手当及び児童扶養手当に関する事項 3 金沢市育英会奨学資金に関する事項 4 助産施設、母子生活支援施設及び児童家庭支援センターに関する事項 5 母子・父子及び寡婦福祉に関する事項 6 女性の保護更生に関する事項 7 課の庶務に関する事項 8 他係に属しない事項
	児童育成係	1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2 児童館に関する事項 3 放課後児童クラブに関する事項
児童家庭相談室		1 子どもの貧困対策の推進に関する事項 2 児童及び家庭に係る相談及び支援に関する事項
城北児童会館		1 児童の健全な遊びの指導に関する事項 2 児童館が実施する事業の指導及び推進に関する事項 3 城北児童会館の管理運営に関する事項
保育幼稚園課	企画庶務係	1 就学前の子どもの教育・保育に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2 市立保育所に関する事項 3 保育職員の研修の企画に関する事項 4 課の庶務に関する事項 5 他係に属しない事項
	利用支援係	1 教育・保育施設の利用支援に関する事項 2 教育・保育施設の利用調整に関する事項 3 教育・保育施設の利用者負担に関する事項
	施設係	1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2 教育・保育施設の整備及び支援に関する事項 3 地域型保育事業に関する事項 4 認可外の保育事業に関する事項
	給付係	1 教育・保育施設の給付に関する事項
幼児教育センター開設準備室		1 幼児教育センターの開設準備に関する事項
こども総合相談センター	庶務係	1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2 要保護児童対策地域協議会に関する事項（代表者会議に関する事項に限る。） 3 こども総合相談センターの庶務に関する事項 4 他係に属しない事項
	発達相談係	1 保育相談に関する事項 2 幼児相談室に関する事項
児童相談所	相談第1係	1 児童等に係る必要な調査に関する事項 2 児童等に係る調査又は判定に基づく必要な指導に関する事項 3 相談に係る専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事

		項
	相談第2係	4 里親に関する事項 5 要保護児童対策地域協議会に関する事項（代表者会議に関する事項を除く。） （各係は、所長が定める種別の相談に係るものをそれぞれ担当する。）
	心理判定係	1 児童等に係る必要な心理学的な判定に関する事項
	一時保護係	1 児童の一時保護に関する事項

第11条第1項の表中「公益財団法人金沢総合健康センター」を「公益財団法人金沢健康福祉財団」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第9号

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市事務決裁規則（昭和60年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「及び福祉局（こども総合相談センターに限る。）」及び「、こども総合相談センターにあつてはこども総合相談センター勤務を命じられた教育プラザ総括施設長（次項において「総括施設長」という。）」を削り、同条第5項中「（こども総合相談センターにあつては、総括施設長。以下この項及び次項において同じ。）」を削る。

第11条（見出しを含む。）中「議会事務局長」の次に「、監査事務局長」を加える。

第14条中「及び監査事務局」を削る。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第3項中「及び福祉局（こども総合相談センターに限る。）」及び「、こども総合相談センターにあつては「こども総合相談センター勤務を命じられた教育プラザ総括施設長」と」を削り、別表第1事務の執行の表の備考第1項、財産管理の表の備考及び契約アの表の備考中「及び福祉局（こども総合相談センターに限る。）」及び「、こども総合相談センターにあつては「こども総合相談センター勤務を命じられた教育プラザ総括施設長」と」を削り、別表第1契約イの表の備考第4項中「オリンピック関連事業推進室にあつては」を「、オリンピック関連事業推進室にあつては、」に改め、「、こども総合相談センターにあつては「こども総合相談センター勤務を命じられた教育プラザ総括施設長」と」を削り、別表第1支出アの表の備考第5項中「「オリンピック関連事業推進室長」と、こども総合相談センターにあつては「こども総合相談センター勤務を命じられた教育プラザ総括施設長」を「、「オリンピック関連事業推進室長」に改め、別表第1収入の表の備考第2項中「及び福祉局（こども総合相談センターに限る。）」及び「、こども総合相談センターにあつては「こども総合相談センター勤務を命じられた教育プラザ総括施設長」と」を削る。

別表第2第2項の表税務課の項中

3	納税協力会の設立の承認			○	
4	市税の滞納整理に関すること。 (1) 滞納処分の執行停止の決定及び取消し		○		

を

3	宿泊税に関すること (1) 特別徴収義務者の指定及び登録			○	
	(2) 徴収不能額等の還付及び納入義務の免除		○		
	(3) 関係帳簿書類の電磁的記録等による保存の承認等			○	
4	納税協力会の設立の承認			○	
5	市税の滞納整理に関すること。		○		

に、

(1) 滞納処分の執行停止の決定及び取消し					
5	市税に係る振込金（郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が取り扱うものに限る。）の処理			○	を
6	徴収の囑託及び受託の承認			○	
7	市県民税（特別徴収）に係る納期の特例の承認等			○	
6	市税に係る振込金（郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が取り扱うものに限る。）の処理			○	に
7	徴収の囑託及び受託の承認			○	
8	市県民税及び宿泊税の特別徴収に係る納期の特例の承認等			○	

改め、別表第2第5項の表中森林再生課の項を次のように改める。

森林再生課	1	森林等の火入れの許可				○	
	2	市営造林に係る立木の処理	3,000万円以下	2,000万円以下			財政課 (副市長以上のもの)
	3	経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成及び取消し			○		

別表第2第7項の表を次のように改める。

課名	専 決 事 項	専 決 区 分 等					
		副市長	所管局長	所管部長	所管課長	合議課	
福祉局 共通事項	1	保育所等の入所に係る徴収金額の決定		○			
	2	保育所等の入所に要する費用等の決定		○			
	3	民間社会福祉施設の補助金、借入金申請等における意見書の提出		○			
	4	児童福祉施設等の産休等代替職員任用の承認				○	
	5	家庭生活支援員等の派遣の決定				○	
	6	社会福祉士養成施設等及び介護福祉士養成施設等の実習施設に関する意見書の交付		○			
	7	社会福祉法人の定款変更の認可		○			
	8	社会福祉法人の解散の認可及び認定		○			
	9	社会福祉法人の合併の認可		○			
	10	社会福祉法人に対する措置命令、弁明通知及び返還命令		○			
	11	社会福祉法人の公益事業の停止命令		○			
	12	社会福祉事業に係る認可、改善命令及び許可の取消し等		○			
地域長 寿課	1	日常生活防火安全用具等の給付又は貸与の決定				○	

	2 まちぐるみ福祉活動推進員の委嘱		○		
生活支援課	1 生活保護法に関する事項				
	(1) 指定医療機関の指定			○	
	(2) 診療報酬の額の決定			○	
	(3) 保護施設の設置等の認可及び取消し		○		
	2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に関する事項				
	(1) 指定医療機関の指定			○	
	(2) 診療報酬の額の決定			○	
介護保険課	1 介護認定審査会の委員の任免	○			
	2 要介護認定等			○	
	3 介護給付等の決定			○	
	4 居宅介護サービス費等の額の特例の認定		○		
	5 国民健康保険団体連合会への介護給付等に関する費用の審査及び支払に関する事務の委託				○
	6 第三者への損害賠償請求				○
	7 第三者から損害賠償を受けた者に対する介護給付等の一部を行わないことの決定				○
	8 被保険者等に対する文書その他の物件の提出の命令、質問等				○
	9 居宅サービス事業者等の指定、指定の取消し等		○		
	10 基準該当居宅サービス事業者等の登録		○		
障害福祉課	1 自動車改造、紙おむつ支給等の助成に係る交付の決定				○
	2 特別障害者手当等の受給者の資格の認定				○
	3 障害児通園施設の入所の決定				○
	4 障害者継続雇用奨励金の交付の決定				○
	5 身体障害者手帳の交付等に関すること。				○
	6 身体障害者福祉法第15条による医師の指定等に関すること。		○		
	7 障害者相談員の委嘱に関すること。				○
	8 指定障害児通所支援事業所等の指定及び指定の取消し		○		
	9 障害支援区分認定審査会の委員の任免	○			
	10 障害支援区分認定				○
	11 介護給付費等の支給要否及び内容等の決定				○
	12 障害福祉サービス事業者等の指定及び指定の取消し		○		
	13 基準該当障害福祉サービス事業者等の登録		○		
	14 自立支援医療機関の指定		○		
	15 自立支援給付に係る受給者、事業所等に				○

	対する文書その他の物件の提出の命令、質問等					
子育て支援課	1 児童手当及び子ども手当の認定及び支給の決定				○	
	2 児童扶養手当法に関する事項				○	
保育幼稚園課	1 延長保育、一時預かり、年末保育等の決定				○	
	2 保育職員の研修の企画				○	
	3 保育所の給食指導に関すること。				○	
こども総合相談センター	1 保護者に対する児童の身辺へのつきまとい等の禁止の命令に関すること。		○			

別表第2第10項の表建築指導課の項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に、「建築計画」を「建築等の計画」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第10号

市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則

市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則（平成8年規則第40号）の一部を次のように改正する。

本則中「丸口 邦雄」を「相川 一郎」に、「細田 大造」を「村山 卓」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第11号

職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の服務等に関する条例施行規則（平成7年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(時間外勤務を命ずる際の考慮)」を付し、同条中「任命権者は、」の次に「職員に時間外勤務()を加え、「正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務すること」を「命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 任命権者は、再任用短時間勤務職員（条例第2条第3項に規定する職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同条第4項に規定する職員をいう。以下同じ。）に時間外勤務を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

第8条の2を次のように改める。

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第8条の2 任命権者は、職員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

- (1) 次号に規定する課以外の課所に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）
- ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間
- (ア) 1か月において時間外勤務を命ずる時間について45時間
- (イ) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間
- イ 1年において勤務する課所が次号に規定する課所からこの号に規定する課所となった職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数
- (ア) 1年において時間外勤務を命ずる期間について720時間
- (イ) ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、市長が定める期間において市長が定める時間及び月数
- (2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い課所として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数
- ア 1か月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満
- イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間
- ウ 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1か月当たりの平均時間について80時間
- エ 1年のうち1か月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6か月
- 2 任命権者が、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。市長が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として市長が定める場合も、同様とする。
- 3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6か月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、市長が定める。
- 第10条中「(昭和22年法律第49号)」を削る。

附 則

- 1 この規則は平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年8月31日までの間における改正後の第8条の2第1項第2号（ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ウ中「5か月の期間」とあるのは、「5か月の期間（平成31年4月以後の期間に限る。）」とする。

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第12号

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（平成23年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

第9条中「初任給、昇格、昇給等の基準を定める規則」を「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

●金沢市規則第13号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年規則第13号）の一部を次のように改正する。
 別表第1中 「公益財団法人金沢市福祉サービス公社
 公益財団法人金沢総合健康センター」 を「公益財団法人金沢健康福祉財団」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

●金沢市規則第14号

金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の一部を改正する規則
 （金沢市職員就業規則の一部改正）

第1条 金沢市職員就業規則（昭和24年規則第135号）の一部を次のように改正する。

第49条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定により有給休暇を10日以上与える職員に対しては、そのうちの5日について、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、時季を定めることにより与えるものとする。ただし、前項の規定により有給休暇を与えた場合においては、当該与えた有給休暇の日数（当該日数が5日を超える場合には、5日とする。）分については、時季を定めることにより与えることを要しない。

（金沢市清掃従業員就業規則の一部改正）

第2条 金沢市清掃従業員就業規則（昭和24年規則第152号）の一部を次のように改正する。

第17条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定により有給休暇を10日以上与える従業員に対しては、そのうちの5日について、従業員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、時季を定めることにより与えるものとする。ただし、前項の規定により有給休暇を与えた場合においては、当該与えた有給休暇の日数（当該日数が5日を超える場合には、5日とする。）分については、時季を定めることにより与えることを要しない。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

●金沢市規則第15号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年規則第23号）の一部を次のように改正する。
 別表第1アの表を次のように改める。

部局別	職務の級	職 務
市長の事務部局	4級	保育所長、担当所長補佐、担当局長補佐、担当室長補佐、管理運転長、管理指導員、管理班長、班長及び管理技能長の職務
	5級	保育所長、所長補佐、担当所長補佐、担当局長補佐、館長補佐、室長補佐及び担当室長補佐の職務
	6級	交流拠点都市推進室長、金沢美術工芸大学建設準備室長、調査統計室長、ICT活用推進室長、交流戦略推進室長、庁舎等周辺整備室長、検査員室長、公共施設マネジメント推進室長、町家保全活用室長、金沢港活性化推進室長、価値創造拠点整備室長、働き方改革推進室長、金沢営業戦略室長、誘客推進室長、地域コミュニティ

		活性化推進室長、近江町交流プラザ館長、市民センター所長、生活衛生室長、地域包括ケア推進室長、児童家庭相談室長、幼児教育センター開設準備室長、在宅医療支援室長、元町福祉健康センター所長、温暖化対策室長、戸室新保理立場長、家庭ごみ減量化推進室長、管理センター所長、事業ごみ排出指導室長、設計技術管理室長、空き家活用推進室長、建物安全対策室長、違反建築対策室長、無電柱化推進室長、がけ地対策室長、生活道路室長、道路等管理事務所長、担当所長、担当次長、所長補佐、担当所長補佐、館長補佐、室長補佐及び担当室長補佐の職務
	7級	収納推進室長、オリンピック関連事業推進室長、埋蔵文化財センター所長、農業センター所長、中央卸売市場事務局次長、公設花き地方卸売市場事務所長、こども総合相談センター所長及び保健所次長の職務
	8級	東京事務所長の職務
	9級	卸売市場長の職務
教育委員会の事務部局	4級	担当館長補佐、担当事務局次長補佐、指導主事及び総括校舎管理長の職務
	5級	館長補佐、担当館長補佐、所長補佐、担当所長補佐、事務局次長補佐、担当事務局次長補佐、主任指導主事、指導主事及び主任管理主事の職務
	6級	教育施設等整備室長、金沢市立工業高等学校事務局次長、家庭教育推進室長、中央公民館長、金沢海みらい図書館長、研修相談センター所長、館長補佐、所長補佐、担当館長補佐、主任指導主事及び主任管理主事の職務
	7級	生徒指導支援室長及び泉野図書館副館長の職務
	8級	教育プラザ総括施設長の職務
	9級	教育次長の職務
議会の事務局	9級	事務局長の職務
選挙管理委員会の事務局	6級	書記長及び書記次長の職務
監査委員の事務局	4級	事務局担当次長補佐の職務
	6級	事務局次長の職務
	8級	事務局長の職務
農業委員会の事務局	5級	事務局次長補佐の職務
	8級	事務局長の職務

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第16号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第19条の5第1号中「100分の180」を「100分の185」に改め、同条第2号中「100分の85」を「100分の90」に改める。

別表第2市長の事務局の項中「保健所次長 危機管理課長 会計課長」を「保健所次長」に改め、「（危機管理課長及び会計課長を除く。）」を削り、「調査統計室長」を「庁舎等周辺整備室長 検査員室長」に、「金沢営業戦略室長」を「町家保全活用室長」に、「こども総合相談センター所長」を「こども総合相談センター所長 在宅医療支援室長」に、「事業ごみ排出指導室長」を「事業ごみ排出指導室長 無電柱化推進室長」に、「ICT推進室長」を「調査統計室長 ICT活用推進室長」に、「庁舎等周辺整備室長 検査員室長 公共施設マネジメント推進室長 町家保全活用室長」を「公共施設マネジメント推進室長」に、「働き方改革推進室長」を「価値創造拠点整備室長 働き方改革

推進室長 金沢営業戦略室長」に、「児童家庭相談室長 地域包括ケア推進室長 在宅医療支援室長」を「地域包括ケア推進室長 児童家庭相談室長 幼児教育センター開設準備室長」に、「環境エネルギーセンター所長」を「環境エネルギーセンター所長 設計技術管理室長 空き家活用推進室長」に、「違反建築対策室長 無電柱化推進室長」を「違反建築対策室長」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「金沢市立工業高等学校事務局長 中央公民館長 玉川こども図書館副館長」を「金沢市立工業高等学校事務局長」に、「金沢市立工業高等学校教頭」を「教育施設等整備室長 金沢市立工業高等学校教頭」に、「市民交流施設整備室長」を「家庭教育振興室長 中央公民館長」に改め、同表議会の事務部局の項及び選挙管理委員会の事務部局の項を次のように改める。

議会の事務部局	事務局長	1種
	担当部長	2種
	課長	3種
	担当課長	5種
選挙管理委員会の事務部局	書記長	3種

別表第2 監査委員の事務部局の項中「2種」を「1種」に改め、同表農業委員会の事務部局の項を次のように改める。

農業委員会の事務部局	事務局長	2種
------------	------	----

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第17号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第57条第1項第3号及び第4号中「、玉川こども図書館」を削る。

第117条第1項第4号中「歳入歳出外現金現在高表」を「歳入歳出外現金内訳表」に改める。

第173条第1項第3号中「住民税」を「住民税
宿泊税」に改める。

別表第1甲表中「福祉総務課 福祉総務課長」を「子育て支援課 子育て支援課長」に、

「こども政策推進課 こども政策推進課長」を「保育幼稚園課 保育幼稚園課長」に、

「長寿福祉課 長寿福祉課長」を「地域長寿課 地域長寿課長」に、

生涯学習課	生涯学習課長	ア 中央公民館及びキゴ山ふれあい研修センターの使用料並びにキゴ山ふれあい研修センターの観覧料の収入に関する事務 イ 市民大学講座等の受講、照明施設設置運動場の照明費用、キゴ山ふれあい研修センターの敷布の利用及びキゴ山ふれあい研修センターで取り扱う文献複写に係る実費の収入に関する事務	所属職員
-------	--------	--	------

を

生涯学習課	生涯学習課長	ア 中央公民館及びキゴ山ふれあい研修センターの使用料並びにキゴ山ふれあい研修センターの観覧料の収入に関する事務 イ 市民大学講座等の受講、照明施設設置運動場の照明費用、キゴ山ふれあい研修センターの敷布の利用及びキゴ山ふれあい研修センターで取り扱う文献複写に係る実費の収入に関する事務 ウ キゴ山ふれあい研修センターにおける宿泊税の出納及び保管に関する事務	所属職員
-------	--------	---	------

に

改める。

別表第4中

福祉局	城北児童会館	こども政策推進課長	館長
	保育所		所長

を

福祉局	城北児童会館	子育て支援課長	館長
	保育所	保育幼稚園課長	所長

に、

泉野図書館	館長
玉川こども図書館	館長

を

泉野図書館	館長
-------	----

に

改める。

別表第6 備品、消耗品の部の表備品、消耗品の整理区分例示の表26の項中「及び600から699」を「、600から699まで、40Aから49Zまで、60Aから69Zまで、4A0から4Z9まで、6A0から6Z9まで、4AAから4ZZまで及び6AAから6ZZ」に、「500から599まで及び700から799」を「、500から599まで、700から799まで、50Aから59Zまで、70Aから79Zまで、5A0から5Z9まで、7A0から7Z9まで、5AAから5ZZまで及び7AAから7ZZ」に、「及び800から899」を「、800から899まで、80Aから89Zまで、8A0から8Z9まで及び8AAから8ZZ」に改める。

様式第20号第1葉中

業務	帳票	年度	月分	整 理 番 号			
会計	款	項	目	節	細節	収区	
課(所)名							
コード							

を

業務	帳票	年度	月分	整 理 番 号			
会計	款	項	目	節	細節	収区	
課(所)名							
コード							

に改める。

様式第24号の3その1第1葉中

業務	帳票	年度	年度分	整 理 番 号 (記 号 番 号)			
会計							
課(所)名	課(所)						
コード							

を

業務	帳票	年度	年度分	整 理 番 号 (記 号 番 号)			
会計							
課(所)名	課(所)						
コード							

に改め、同様式その5中

業務	帳票	年度	年度分	整 理 番 号			

を

業務	帳票	年度	年度分	整 理 番 号			

に改める。

様式第27号第1葉中

業務	帳票	年度	月分	整 理 番 号			
会計							
課(所)名							
コード							

を

業務	帳票	年度	月分	整 理 番 号			
会計							
課(所)名							
コード							

に改める。

様式第29号第2葉中

年度	調定番号

を

年度	調定番号

に改める。

様式第30号第2葉中

業務	帳票	年度	整 理 番 号				
課(所)名							
コード							

を

業務	帳票	年度	整 理 番 号			
課(所)名						
コード						

に改める。

様式第33号中

業務	帳票	年度	年度分	月分	整理番号	
会計	款	項	目	節	細節	収区
課(所)名 コード		課(所)				

を

業務	帳票	年度	年度分	月分	整理番号	
会計	款	項	目	節	細節	収区
課(所)名 コード		課(所)				

に改める。

様式第60号第1葉中

業務	帳票	年度	会計	款	項	目	節	細節	支区	支出命令番号	課(所)名(コード)	

を

業務	帳票	年度	会計	款	項	目	節	細節	支区	支出命令番号	課(所)名(コード)	

に、

業務	帳票	年度	会計	款	項	目	節	細節	収区	整理番号	課(所)名(コード)	

を

業務	帳票	年度	会計	款	項	目	節	細節	収区	整理番号	課(所)名(コード)	

に

改める。

様式第83号第1葉中

業務	帳票	年度	会計	収区	整理番号	
課(所)名 コード						

を

業務	帳票	年度	会計	収区	整理番号	
課(所)名 コード						

に改める。

附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第117条第1項第4号及び別表第6の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則

金沢市公舎貸与規則（昭和32年規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1東京公舎5号の項を削り、同表東京公舎6号の項中「東京公舎6号」を「東京公舎5号」に、「21,830円」を「21,122円」に、「37,111円」を「35,105円」に改め、同表東京公舎7号の項を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第1東京公舎7号の項を削る改正規定は、同月3日から施行する。

平成31年(2019年)3月29日 印刷
平成31年(2019年)3月29日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄